

## インターネット上の ビジネス特許問題

弁理士 松倉秀実

### ビジネスモデル特許の議論

1999年頃から日本国内でも話題になっていたビジネスモデル特許も最近では下火になってきている。当時のマスコミ報道では、ビジネスのやり方そのものに特許が認められ、これが独占される結果、新規にビジネスに参入することが難しくなり、企業活動そのものを阻害するのではないかといった論調が多かった。

昨年暮れに特許庁が新たな審査基準を発表し、比較的厳しい運用がされていることもあり、各社の出願戦略もビジネスモデルそのものを権利化することよりもネットワーク技術の延長上で保護範囲をどこまで拡大できるかといったアプローチをするようになってきている。

少し冷静になった今こそ、米国で騒がれたビジネスモデル特許がどのようなものだったのかを再検証し、ネットワークという視点から日米の動向と今後の方向性を考えてみる必要がある。

### はじまりは ステートストリートバンク事件だった

米国で初めてビジネスモデル特許（正確には米国ではビジネス方法特許と呼ばれている）がクローズアップされたのは1998年7月の連邦巡回控訴裁判所の一つの判決だった。

シグナチャ社という金融コンサルティング会社は「ハブ・アンド・スポーク（集中的）財務業務体系のデータ処理システム」の特許の権利承継人（現在の特許権者）である。ステートストリートバンク社はシグナチャ社に対してその特許のライセンス交渉を行っていたが、これが破綻したため、ステートストリート社が同特許の無効を確認するために訴訟を提起した。これに対して一審であるマサチューセッツ州連邦地方裁判所は、ステートストリート社の訴えを認め、米国特許法の法定主題の条項（§ 101）に基づき特許の保護対象ではないとして特許を無効にした。この地裁判決に対してシグナチャ社は連邦巡回控訴裁判所（CAFC）に控訴した。

この特許は、ハブ・アンド・スポーク構成で資金運用を行うシステムをコンピュータのハードウェアと、そのオペレーションを含む運用方法とで表現したものだ。具体的には、スポーク（車輪の矢）に当たる投資信託の資産を、パートナーシップとして組織されたハブ（車軸）に当たる投資ポートフォリオの中にプールされるような仕組みの投資構造の運用を支援するものだった。このシステムでは、同じポートフォリオ（ハブ）に投資された複数の投資信託（スポーク）に、毎日資産を配分する手段を提供している。そしてこのシステムでは、ポートフォリオ（ハブ）の投資証券の価値の日々の変動（市場価格により決定）及び各ファンドの資産額の日々の変動（日々の株主の購買及び償還により決定）の両方の変化を日々考慮に入れながら、このポートフォリオ中に各ファンドが有するシェア比率（分配比率）を決定する。このような構成によりパートナーシップ上の税制面での優遇措置を受けられるメリットがあった。

巡回連邦控訴裁判所（CAFC）は、このようなビジネスに向けられた特許について、保護されるためには単に「有用性」があればよいとして、この特許を有効なものとした。

この判決により、「ビジネス方法も特許として認知された」との報道が全米を駆け巡ったのである。

### 現代のエジソン「Jウォーカー」

Jウォーカー氏は、ウォーカー・デジタル社の創業社長であり、ビジネスモデル特許を250件以上米国特許庁に出願しているといわれている。

その中の一つが「逆オークション特許」と呼ばれるものであり、関連会社のプライスライン社に譲渡され同社のウェブサイト（<http://www.priceline.com>）で実際に運用されている。

この特許は、ユーザーがオファー価格を含む条件付きの購入オファーを入力し、クレジットカード口座を確認する支払証明が発行され、条件付き購入オファーが複数の売手に出力される。そして売手からの受諾があるとユーザーは支払証明によって売手への支払いを行うというものである。

この特許は「逆オークション」そのものではない。指し値の仕組みをクレジットカード決済と絡めたものであり、決して「逆オークション」の概念に特許が付与されているわけではないのである。しかし、Jウォーカー氏はプライスラインの仕組みを支える技術について数件の特許を取得しており、これらの数件の特許を総合して「逆オークション」というビジネスアイデアを独占しているようにPRしている点に特徴

がある。

プライスライン社は、1999年10月にマイクロソフト社が運営する『エクスペディア』がこの特許権を侵害するとしてマイクロソフト社を特許権侵害で提訴したが、残念ながらブラックボックス的な和解で終わってしまっている。

## アマゾンドットコム社の ワンクリック特許事件

Jウォーカー氏と並び米国でベンチャーの雄として話題に上るのがアマゾンドットコム社のベソス氏である。

アマゾンドットコム社はインターネット上での書籍を中心とした販売サイトを開設している会社であり、ユーザーが一度アマゾンドットコム社のサイトで商品を購入すると、そのときに入力したプロフィールをサーバ側で記憶しておき、次回そのユーザーがサイトを訪れたときには簡単なワンクリックボタンを押すだけで入力が簡略化できるという、いわゆるワンクリック特許 (USP 5,960,411) を所有していた。

一方、ニューヨークの大手書店であるバーンズ・アンド・ノーブル社は、自社のサイト (Barnesandnoble.com) で書籍等の販売を開始した。このサイトでは、アマゾンのサイトと同様のワンクリックボタンを配置してユーザーの入力を簡略化していた。これに対してアマゾンドットコム社は自社の特許の侵害であるとして、1999年10月21日にバーンズ・アンド・ノーブル社に対して特許権侵害で提起した。この結果、1999年12月には特許権侵害を認める仮処分決定がなされた。この結果、バーンズ・アンド・ノーブル社はサイトでの注文方法を変更せざるを得なくなった。

この事件は、ビジネスモデル特許の威力を示すものとして報道された。しかし一方では、このような安易な特許を振り翳すことに対する批判がアマゾンドットコム社に寄せられ、行政に対しては、簡単な誰でもが考えつくような仕掛けに特許を認めてよいのかという声が市民団体から上がりはじめた。

この声に対して、アマゾンドットコム社の会長であるベソス氏は、自らのホームページでビジネスモデル特許の権利期間は3～5年の短い期間にすべきだとの提言を行い、批判を交わそうとした。

ベソス氏の提言は支持を得ているようであるが、ビジネスモデル特許と通常の特許とで権利期間の長短を分けるのは個々の特許の性格分けについての別の議論を誘発し、事実上実現は難しいだろう。

この特許についても、現在米国では先行技術の存在により

特許無効の可能性が出てきている。

## 日本でのビジネスモデル特許の状況

日本では、特許の保護対象である発明について、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」(特許法第2条)と定義されているため、米国で議論されているような純粋なビジネスモデル特許は成立しにくいと言われている。しかし、トヨタ自動車のかんばん方式や、住友銀行のパーフェクト等が特許として認められ新聞紙上で紹介されている。

## 成立が疑問視される特許の出現

日本でビジネスモデル特許として取り上げられる案件の中でも、純粋に技術の特許であるにもかかわらずその応用がビジネスに向けられているものと、ビジネスそのものの権利化を意図しているものとに分けることができる。前者は「かんばん方式」等であり、従来よりコンピュータ関連発明として捉えられてきたもので、その内容は技術的なものであることは特許公報を見れば一目瞭然である。

問題になるのは後者であり、純粋にビジネスだけを記載して特許となってしまった事例である。婚礼引き出物特許 (特許第3023658)号がこれに該当する。この特許は、引き出物の贈呈者が贈呈リストを作成して委託者に委託し、委託者がこのリストに基づいて送り先と送り届け日を確認整理し、任意の輸送手段で指定された引き出物を指定場所に指定日に送り届ける婚礼引き出物の贈呈方法として記載されている。

この特許は単にビジネスにおける人為的な取り決めを順番に記述しているに過ぎない。この特許の存在が世間に公表された時には、日本でもビジネスモデルそのものに特許が認められるようになったかのような論評もあったが、後述の新しい審査基準が公表された現在では、例外的なものとして見られている。このビジネスを後述の新審査基準のもとで特許化するためには、贈呈者、委託者等の人間の要素をコンピュータ (またはサーバ) に置き換えて贈呈リストをメモリでテール化し、確認整理や輸送手段への指示をコンピュータで自動化して行うような形式で記述しなくてはならない。

しかし、このようにコンピュータ技術で書き直されて特許が認められたとして、その特許権の効力が人間が行う贈呈リストの作成、確認整理、指定場所への送り届けるという行為 (ビジネスそのもの) に及ぶかといえば「ノー!!」と言わざるをえない。

### インターネット上のビジネス特許問題

結局この特許は、数件の異議申立により最終的に、発明に該当しないとして取り消された。

### ビジネスモデル特許侵害事件の発生

インターネットの時限課金の基本特許（特許第2939723号）に基づく権利行使として、特許権者である（株）インターナショナルサイエンティフィックは、2000年9月にライセンスに応じなかったウェブマネー、ビットキャッシュ、ゼロ等に対して東京地裁に事業停止の仮処分申請を行った。この特許は、認証データベースと拡張認証データベースによって、認証方式が二次的にされている点、および個別情報（パスワード）と接続度数（残り時間）とが1つのレコードで管理されている点を特徴としている。その意味でインターネットの認証データベースについての技術的な特許として成立しているわけであるが、この権利を時限課金というあまりにも広い概念（ビジネスモデルに拡大して）で行使しようとしたことに問題があるといえるだろう。

大半の専門家の予想通り、各社が行っている事業がこの特許のほとんどの構成要件に該当しないとして、仮処分申請は2000年12月に裁判所により却下されている。

### 審査基準の公表

このような混沌とした状況の中で、特許庁は2000年12月に「コンピュータソフトウェア関連発明の審査基準」(<http://www.jpo-miti.go.jp/info/tt1212-045.htm>)を公表した。

この基準の中で、発明としての成立性については、「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること」を要件とした。したがって、日本ではサーバやコンピュータ等のハードウェア資源で実現可能なものでなければ特許として保護対象にならないことが確認された。その意味で、前述のように人間が介在して単にコンピュータを道具として使っているのに過ぎないような場合にはその特許性が否定される傾向となっている。

また、人為的取り決め（ビジネス手法）と自動化手法（ネットワークコンピュータ構成）との関係については、ビジネスとコンピュータネットワークを分けて判断するのではなく、請求項に係る発明を全体としてとらえなければならぬとしている。つまり、ビジネス方法もネットワークのハードウェア構成も知られたものであれば新規性・進歩性は無いが、ビジネス方法が新しく、それがネットワークのハードウ

エア構成を特別に工夫して実現していれば新規性・進歩性が認められる可能性がある。

これは新たな電子回路も既存の素子の集合に過ぎないが、回路として新たな機能を備えていれば新規性・進歩性が認められるのと同じである。

### 今後の動向

以上説明したように、日本の審査基準は「ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されていること」を要件としているため、特許法で純粋なビジネスモデルそのものを保護することはできない。保護可能なのはビジネスと融合した技術的な仕組みということになる。

一方、米国は、ステートストリート判決での判断では決して「技術」であることを要求していないため、純粋なビジネスでも特許成立の余地があるとの意見が多数である。

ここ数ヶ月の米国での動向をみると、前述のように訴訟でアマゾンドットコム社のワンクリック特許が特許性（新規性、非自明性）を否定されたり、ビジネス方法特許の審査において新規性や非自明性（日本の進歩性に対応する基準）の判断運用が厳しくなる等、ビジネスモデル特許に対するけん制ムードが漂っている。その一方で、現在のネットワークコンテンツビジネス配信技術に対して広範に影響を及ぼす可能性のある特許の有効性を認める判決（フリーニイ特許事件）が出たり、ブリティッシュ・テレコム社（BT社）が有するインターネットのリンク技術の基本特許侵害事件の審理が開始される等、混んとしておりしばらくは米国の状況に目を離すことができない。

いずれにしてもネットワーク社会の中で覇権を狙う米国がビジネスモデルの本来の価値である経済社会での活性要因を制度として保護しないわけがなく、ビジネスモデルを厳格な技術指向のみで特許制度の殻の中に封印していくべきではないだろう。

マスコミに踊らされたビジネスモデル特許ブームが下火になった今こそ的確な特許戦略を考え始めなければならない。

以上